

製品売買契約約款

第1条(約款の適用)

本製品売買契約約款(以下「本約款」といいます。)は、キッセイコムテック株式会社(以下「売主」といいます。)と、お客様(以下「買主」といいます。)との間での製品(以下「販売製品」といいます。)の売買契約(以下「売買契約」といいます。)に適用されます。

本約款以外に特約がある場合には、当該特約の定めを優先するものとします。

第2条(売買契約の成立)

1. 買主による注文書(電子メールによるものを含む。)又は WEB 上での注文に対し、売主が承諾したときに、売買契約が成立するものとします。
2. 買主が、本約款及び売買契約(前条に定める特約を含み、以下同じ。)と異なる取引条件が記載された買主所定の注文書を売主に交付しても、本約款及び売買契約の定めを優先するものとします。

第3条(約款の変更)

1. 売主は本約款を変更することがあります。この場合、売買契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。
2. 売主は、前項の変更について、売主が定める方法にて買主に通知又は公表します。

第4条(販売及び納入)

1. 売主は買主に対して、販売製品を買主が指定する納入場所に納入します。なお、納入場所は、日本国内で通常の送付方法により送付可能な地域に限られます。
2. 売主は、販売製品を分割して引渡すことができるものとします。
3. 販売製品及び保守サービスの料金には、納入先までの送料は含まれません。
4. 販売製品の所有権は、買主が代金を支払い、販売製品が納入されたときに、売主から買主へ移転します。
5. 販売製品の滅失、毀損等の危険負担は、納入時に売主から買主へ移転します。
6. 買主の売主に対する代金額及び代金の支払方法は、売主が買主に交付した見積書、注文請書その他書面(電子メールによるものを含む。)又は売主の WEB 上に定めるとおりとします。なお、消費税等その他公租公課の変動があった場合、売主は買主に当該変動に応じた追加の支払等を求めることができるものとします。
7. 買主において、代金の支払遅延、又は本約款若しくは買主及び売主間の他の契約に基づく債務の不履行がある場合、売主は買主に対する一切の債務の履行を停止することができるものとします。

第5条(ソフトウェアライセンス)

1. 売主は、販売製品のうちソフトウェア製品に添付又は売主の WEB 上に表示された使用許諾条件(ライセンス供給元である第三者の使用許諾条件を含む。)に従って、地域制限のない内部使用を目的とした非独占的使用権を買主に許諾します。当該使用許諾条件は本約款に優先します。ソフトウェア製品に使用許諾条件が添付(WEB 上の表示を含む。)されず、かつ見積書等で特に指定がない場合、売主は買主に対して、当該ソフトウェア製品を1部に限り、1台のハードウェア上で使用する権利を許諾します。
2. 買主は、法律により許容される場合を除き、売主の事前の書面による承諾なくソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変若しくは翻訳し、又はいかなる公衆ネットワーク若しくは分散型ネットワーク上にも配置してはならないものとします。

第6条(保証)

1. 1 買主に納入された販売製品に不具合があった場合、当該納入後 1 週間以内に買主が売主に通知した場合に限り、売主は当該販売製品の交換・返品に応じます。この場合の返送及び再送に要する送料は売主にて負担します。
2. 買主に納入された販売製品は、売主の WEB サイト「<https://www.itproduct.jp/support>」の定めに従い、納品後 7 日間以内の着荷不良保証(以下「無償保証」といいます。)をします。なお、売主は、無償保証の内容を変更することがあります。有償保証は個別で定める契約又は取り決めに従います。
3. 売主は、販売製品の保証について前項以外の保証はしません。

第7条(売主の責任)

1. 売主は、販売製品に関して買主に発生した逸失利益を含む一切の損害について、その可能性を知らされていた場合であっても、法的根拠にかかわらず、いかなる責任も負いません。ただし、売主に当該損害の発生について、故意又は重大な過失があることを買主が立証した場合を除きます。
2. 本約款に規定する責任が、売主の買主に対する責任の全てであり、別途特約が存在する場合を除き、売主は買主に対して一切の責任を負いません。
3. 前2項による責任の制限は、法令が当該責任の制限を許容しない場合には、適用されません。

第8条(不可抗力による責任の範囲の制限)

売主は、自然災害(火災、洪水、嵐、地震、台風、若しくはその他の自然災害)、戦争等(内戦、反乱、革命、テロ行為等)、国家機関による法令等による規制・命令等、伝染病、検疫制限、ストライキ、ロックアウト、公共設備の機能停止若しくは故障、運送業者の行為、その他売主の故意又は重大な過失によらない不可抗力事由が発生した場合には、本約款に基づく義務の履行について免除され、かつ義務の不履行から生じる一切の責任について免責されるものとします。

第9条(契約違反等による解除)

売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、買主への何らかの通知、催告を要することなく、いつでも販売製品に関する個別の売買契約(以下「個別契約」といいます。)を解除できるものとします。

- ① 本約款の各条項の一つにでも違反したとき
- ② 本約款以外の売主、買主間の契約に違反したとき
- ③ 事業を休止若しくは廃止し、又は解散したとき
- ④ 強制執行、保全処分、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続その他これらに類する手続の申し立てがあったとき
- ⑤ 支払いを停止し、又は手形、小切手の不渡り報告があったとき、若しくは発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき、その他信用資力が乏しいと売主が判断したとき
- ⑥ 営業が不振であり、又は営業の継続が困難であると判断される時

第 10 条(輸出入に関する事項)

1. 買主は、買主が販売製品及びこれに基づく技術又は技術情報を、輸出、再輸出又は移動する前に、全てに適用される政府当局からの輸出に係る必要な許可を得る責任及び適用される移動若しくは取引に関連する法規を遵守する責任を負うことに明示的に合意します。
2. 買主は、米国政府により指定若しくは認定されたいかなる者(国、地域、法人、自然人、団体、組織等を含み、以下同じ)、又は米国政府が保持する(i) the Specially Designated Nationals and Blocked Persons List, (ii) the Foreign Sanctions Evaders List, (iii) the Sectoral Sanctions Identification List, (iv) the Entity List, (v) the Denied Persons List, (vi) the Unverified List 等の制限リスト(以下総称して「米国制限リスト」といいます。)に含まれるいかなる者へも、販売製品及びこれに基づく技術又は技術情報を、販売又は移動しないものとします。米国制限リストのより詳細な情報及びその他の適用されるリストについては、www.treasury.gov 又は www.bis.doc.gov にて入手することができます。
3. 売主は、買主が前2項の規定に違反した場合又は買主が米国制限リストにおいて指定された場合、売主の判断により、売主の義務の履行を無償で停止し、又は個別契約の全部又は一部を解除することができます。また、買主が米国制限リストにおいて指定された場合又は買主が本項の規定に違反した時に米国制限リストにおいて指定される者何らかの関与があった場合、売主の判断により、販売製品に係る販売後のサポートサービス(保証に基づく修理若しくは製品の交換等)の実施を拒否することができます。

第 11 条(反社会的勢力の排除)

1. 売主及び買主は、現在、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 売主及び買主は、自ら又は自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他、前各号に準ずる行為
- 3. 売主若しくは買主、又は売主若しくは買主の役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、相手方は、催告を要しないで通知のみで、個別契約を解除することができるものとします。
- 4. 前項の相手方の権利行使により、違反当事者又は違反当事者の役員に損害が生じても、相手方は一切の責任を負わないものとします。

第12条(個人情報)

- 1. 売主は、買主の個人情報については、売主のウェブサイト(<https://www.kicnet.co.jp/abouts/csr/policy/>)に個人情報保護方針として掲載される売主の個人情報の保護規定に従って適切に管理し、利用します。
- 2. 売主が買主より取得した個人情報について、個別契約に基づく取引の実施及び管理、売主におけるダイレクトメールの送付等の広告宣伝・販促活動、販売製品の開発・改善のための活動(買主にアンケートを送付することを含む。)の目的に利用できることを、買主は、同意するものとします。

第13条(遅延損害金)

買主は、個別契約に基づく売主に対する支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を売主に支払うものとします。

第14条(権利・義務の譲渡等の禁止)

買主は、売主の事前の書面による承諾なく、個別契約に基づく権利・義務の全部又は一部を第三者に承継、譲渡又は担保に供してはならないものとします。

第15条(裁判管轄)

売主及び買主は、個別契約に関する紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条(規定外事項)

本約款に定めのない事項並びに本約款の解釈について疑義が生じたときは、協議の上、円満に解決するものとします。

以上